○文部科学省告示第百五十二号

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第八項第三号ハの規定に基づき、教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日

文部科学大臣　松野　博一

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成二十五年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

本文中「附則第八項第二号ハ」を「附則第八項第三号ハ」に、「同項第二号ロ」を「同項第三号ロ」に改める。

第三号を第五号とし、第二号中「第四十九条の二第四号」を「第四十九条の二第三号」に改め、「同法」の下に「第六条の三第十項若しくは第十二項又は」を加え、同号を第四号とし、第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は」に、「施設（教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。）」を「もの」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を行う施設

二　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が六人以上であるものに限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第千九百四十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、グリーンパネルコーポレーションが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十八年四月十八日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

変更前の事業所の所在地　中華人民共和国　北京市　東城区十八ヘピングリ林業省第三ビル　百二十号

変更後の事業所の所在地　中華人民共和国　北京市　ハオヤング区　ドンタクチェン通り十三号　金孔雀ビル　A館　七百二号

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道磯谷郡蘭越町字淀川七八の三〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七八の五・三五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町瀬棚区東大里六〇の一地先・六〇の二地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、六〇の一・六〇の二・六〇の五・九〇の二・九〇の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　北海道士別市朝日町中央四〇一九・七二二四・七四八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市茄子川字中垣外一六八八の一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中垣外一六八八の一六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字栃洞西ケ緩二三二一四の一・二三二一一四の一・二三二一五の一、二三二一七の二・二三二一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃洞西ケ緩二三二一四の一・二三二一一七の一・二三二一七の二・二三二一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。